

○議長 神谷信夫君

ただいまから令和5年第1回南部水道企業団議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 神谷信夫君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、4番照屋仁士議員、5番知念富信議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 神谷信夫君

日程第2. 会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

本日の臨時議会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第3号

南部水道企業団企業職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 神谷信夫君

日程第3. 議案第3号・南部水道企業団企業職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第3号

南部水道企業団企業職員の定年等に関する条例の一部を  
改正する条例

南部水道企業団企業職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第18号)の一部を改正する条例

を別紙のとおり提出する。

令和5年3月29日提出

南部水道企業団企業長 金城 政 光

提案理由ですが、地方公務員法の一部改正に伴い、企業職員の定年年齢を65歳に上げる等のため、定年等に関する条例を改正する必要があるので提案します。よろしくお願ひします。

説明は、総務課長がいたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

ご説明申し上げます。概要としましては、お手元に配布してある地方公務員法の一部を改正する法律の概要を読み上げて説明したいと思います。よろしくお願ひします。

まず改正理由、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、企業職員の定年等に関し、関係条例を整備する必要があるためでございます。

改正の主な内容でございますが、（1）定年年齢の引き上げに関する規定の整備でございます。企業職員の定年年齢を2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げ、最終的には65歳とするための規定の整備を行うものでございます。

もう一つの資料、A4横の段階的な引き上げの表がございますので、そちらの方をお目通しいただきたいと思ひます。

例えば、横軸と縦軸があるんですけども、縦軸の昭和37年生については、60歳で定年退職になるわけでございますが、昭和38年生については、令和5年度から1歳定年延長になるので、61歳の定年退職。

また、昭和39年生については、62歳の定年退職が令和8年度ということになります。

あとでまたこの表をお目通しいただきたいと思ひます。

（2）管理監督職勤務上限年齢に関する規定の整備、これはいわゆる役職定年制と言われるものでございます。

60歳に達した管理監督職の職員については、翌年の4月1日から管理監督職以外の職に降任する規定を設けてございます。

（3）定年前再任用短時間勤務制度に関する規定の整備、これは年齢60歳に達した日以後に退職した職員を短時間勤務を含む再任用できる規定を設けるというものでございます。

（4）60歳を超える職員の給与に関する規定の整備、60歳に達した日以後の最初の4月1日以降の職員の給料の月額をいま現在もらっている給料の月額7割水準という規定を設けてございます。

（5）情報提供、意思確認制度に関する規定の整備、職員に60歳以降の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思確認をするための規定を設けてございます。

（6）その他として、地方公務員法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う内容となっております。

ます。

この定年延長制では、関係町と同じ内容となっております。よろしくお願いいたします。

今回の定年延長制度の主たる条例改正が議案第3号となっております。その他関係条例の整備を議案第4号としております。よろしくお願いいたします。

まず、1ページ目をお開き下さい。南部水道企業団企業職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。第1章は総則、第2章は定年制度に関する規定の整備、次の2ページ目の中段辺りでございますが、第3章は管理監督職の勤務上限年齢制について規定してございます。

そして、4ページ目の下段辺り、第4章では定年前再任用短時間勤務制について規定してございます。そして次の5ページ目の下段辺り、附則でございます。

#### 附 則

（施行期日）第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は公布の日から施行する。

以下、読み上げは省略いたします。この附則第9条と言われるものは、地方公務員法の一部改正する法律の附則第2条3項関係でございますが、これはいわゆる60歳以後の勤務の意思確認というのを規定しておりますので、条例の施行は令和5年4月1日からでございますが、この附則9条部分については、公布の日からの施行ということで勤務の意思確認を該当者の方に速やかにいたしたいと思っております。

詳細につきましては、11ページ目以降の新旧対照表についてお目通し下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。4番 照屋仁士議員。

#### ○4番 照屋仁士君

それでは確認をさせていただきたいと思っております。先程も説明でありましたけれども、この関係法令に関しては、構成市町でも同じ内容だということで確認していますが、構成町に戻れば、内容は同じということなんです。人数がとてもの違うのかなというふうに感じておられて、例えば南部水道企業団の場合は20数名しかいないわけですから、それによって影響を受ける職員の皆さんが大体どれぐらいで、例えばこれ5年延長されるわけですから、それによって採用等も変わってきます。

ですから、趣旨としては年齢の大幅な差を今後作らないような採用と定年というふうにならないといけないと思うんですけど、この辺のバランスについては、どのような配慮がなされるのか、その辺り教えていただけますか。

構成町だと、100名とか、200名とかいるんですけども、南部水道企業団は20何名ですか、その辺りを教えていただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩（10時11分）

再開（10時11分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えいたします。今回、勤務の意思を確認して、もし仮に採用する該当者というのが企業団では3名でございまして、また、企業団の定数についてなんですけれども、今回の定年延長制度を受けて、該当者への勤務意思確認をするわけなんですけれども、仮にフルタイムで希望する場合には、定数は変わらないということになるものですから、議員がおっしゃるように定数が増えるということになるわけなんですけれども、企業団の定数条例が現在24名でございまして、次長が定年退職をこの3月で迎えて、一人減って20人体制になるわけでございます。

もし仮に、令和5年度以降、職員採用なりがあった場合についても20人ですので、定数は24人ということになります。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

いま対象者がいまのところ3名ほどということですので、例えば10名とか、そういう年齢差が極端に変わるような状況は生じないという理解でよろしいですか。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えいたします。生じないということで理解していただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号・南部水道企業団企業職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本議案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。起立しない方は、反対とみなします。

(起立全員)

起立全員であります。したがって、議案第3号・南部水道企業団企業職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

#### 日程第4. 議案第4号

#### 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長 神谷信夫君

日程第4. 議案第4号・地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

本件について企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第4号

#### 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月29日提出

南部水道企業団企業長 金城政光

提案理由ですが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の関係条例の見直しについて、一括して整備する必要があるので提案いたします。

説明は、総務課長がいたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

ご説明したいと思います。概要としましては、定年延長制度のその他関係条例の整備について、企業長からもありましたように一括して改める内容となっております。

まず、1ページ目をお開き下さい。まず、第1条が南部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する一部改正。第2条が南部水道企業団企業職員の分限に関する一部改正。次に第3条が南部水道企業団企業職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正。そして第4条が南部水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部改正となっております。

続きまして、2ページ目の第5条が南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

の一部改正。

そして最後の9ページですけれども、9ページ目の第6条が南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正となっております。

それぞれが今回の地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例改正でございます。読み上げについては、省略いたしたいと思います。

次に、13ページ目をお開き下さい。中段辺りでございます。

附 則

(施行期日) 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以下、読み上げについては省略いたしたいと思います。

詳細につきましては、15ページ目以降の新旧対照表をお目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号・地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。起立しない方は、反対とみなします。

(起立全員)

起立全員であります。したがって、議案第4号・地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案どおり可決されました。

## 日程第5．議案第5号

### 南部水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例

○議長 神谷信夫君

日程第5．議案第5号・南部水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例を議題といたします。

本件について企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第5号

南部水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例

南部水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月29日提出

南部水道企業団企業長 金城政光

提案理由ですが、個人情報保護法の改正に伴い、現行の南部水道企業団個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報保護に関する法律施行条例の制定を行う必要があるため提案いたします。

説明は、総務課長がいたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

ご説明いたします。概要としましては、令和5年4月1日から改正後の個人情報保護法が施行されることに伴いまして、直接法の適用を受けることとなったため、現行の企業団の個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

まず、1ページ目をお開き下さい。読み上げます。

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、企業長及び監査委員をいう。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定する手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項の規定により写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第4条が開示決定等の期限、第5条については、個人情報ファイル簿の記載事項、第6条については、審議会へ諮問、第7条は委任について規定しております。読み上げについては省略いたします。

次に2ページ目をお開き下さい。

附 則

(施行期日) 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2条 南部水道企業団個人情報保護条例（平成28年条例第5号）は廃止する。

第3条については、経過措置を設けておまして、廃止前の旧条例の規定による業務に関して知り得た個人情報等を漏らしてはならないという義務について従前の例によりますという内容となっております。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それでは確認ですけれども、これも去った構成町の議会でもやった条例ですけれども、僕は南風原町では議員発議で議会側からの個人情報というのをやったんです。いまここで言う先程1ページに出てきた実施機関というところとの関連性があるのかなというふうに思うんですけれども、その辺りは企業団と企業団議会との関係性と、南風原町と南風原町議会との関係性とは何か違いがあるのか。手続き的なことと言えば、この手続きで足りるということで、そういう理解でいいのか。その辺り教えていただけますか。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩（10時25分）

再開（10時47分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えいたします。現段階では、必要がないというふうに理解しておりますが、今後、派遣議員の皆様の方から発議があれば、制定に向けて検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号・南部水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。起立しない方は、反対とみなします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第5号・南部水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例は、原案どおり可決されました。

**日程第6．議案第6号**

**南部水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例**

○議長 神谷信夫君

日程第6．議案第6号・南部水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
本件について企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第6号

**南部水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例**

南部水道企業団情報公開条例(平成28年条例第4号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月29日提出

南部水道企業団企業長 金城政光

提案理由ですが、南部水道企業団個人情報保護条例の廃止に伴い、現行の南部水道企業団情報公開条例の一部を改正する必要があるため提出いたします。

説明は、総務課長がいたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

ご説明いたします。南部水道企業団情報公開条例(平成28年条例第4号)の一部を次のように改正する。

概要としましては、企業長から提案理由で説明もありましたように、南部水道企業団個人情報保護条例の廃止に伴い、企業団の情報公開条例の一部を改めるものでございます。

まず、1ページ目をお開き下さい。第1項、第17条第1項中「南部水道企業団個人情報保護条例」を「南部水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、同条1項中「(平成28年条例第5号。以下「個人情報保護条例」という。)」を削り、「以下(令和5年条例第〇号。以下「個人情報の保護に関する法律施行条例」という。)」を加える。

2項、第20条第1項中「個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改める。

附 則

(施行期日) この条例は、令和5年4月1日から施行する。

詳細につきましては、次の2ページ目の新旧対照表をお目通し下さい。以上で説明を終わります。  
ご審議のほど、お願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号・南部水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立お願いします。起立しない方は、反対とみなします。

(起立全員)

起立全員であります。したがって、議案第6号・南部水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により令和5年度第1回南部水道企業団議会臨時会において議決されました事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年度第1回南部水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 神谷 信夫

署名議員(議席番号4番) 照屋 仁士

署名議員(議席番号5番) 知念 富信